

大船渡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年2月18日

大船渡市監査委員 鈴木 弘  
大船渡市監査委員 船野 章

## 令和6年度定期監査（後期分）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

### 1 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行を対象とし、令和6年度を範囲として実施した。

#### (1) 財務事務に係る管理状況及び予算執行状況について

全課等を対象に、監査資料の提出を求めた。また、以下の課等については、事情聴取も実施した。

##### 【課等名】

企画調整課・I L C推進室、秘書課、デジタル戦略課、総務課、財政課・契約検査室、税務課、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所、防災管理室、市民協働課・男女共同参画室、生涯学習課・図書館、商工課、企業立地港湾課、産業政策室、観光交流推進室、教育総務課、学校教育課・学校統合推進室・教育研究所、議会事務局、選挙管理委員会事務局

#### (2) 重点項目「委託契約に係る事務」について

例月現金出納検査での支出命令票等の確認状況から、監査重点項目を「委託契約に係る事務」とし、下記の課等を対象に、令和6年8月末日までに契約または協定を締結している業務から28件を抽出した。

##### 【課等名】

企画調整課、デジタル戦略課、総務課、財政課、税務課、防災管理室、市民協働課、生涯学習課・図書館、商工課、企業立地港湾課、産業政策室、観光交流推進室、教育総務課、学校教育課・学校統合推進室、議会事務局、選挙管理委員会事務局

#### (3) 出先機関における施設の維持管理等について

以下の施設を対象とした。

##### 【施設名】

三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所、綾里こども園、越喜来こども園、吉浜こども園

### 2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。

また、重点項目については、契約の方法及び事務手続は適正に行われているか、契約書等関係書類は適正な内容となっているか、検収は適正に行われているか等を着眼点として監査を実施した。

### 3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認した。

重点項目は、事業内容や契約締結から検収、委託料の支払までの一連の事務手続について関係諸帳簿等の確認及び事情聴取により確認した。

出先機関における施設の維持管理等については、監査資料の提出を求め、事情聴取によ

る監査も実施した。また、各市立こども園については施設に出向き現地確認を行った。  
事情聴取には各課等の長、課長補佐、園長心得等が対応した。

#### 4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所： 市役所本庁舎及び各市立こども園
- (2) 日 程： 令和6年9月18日から令和7年1月17日まで

#### 5 監査結果

財務に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、おおむね適正に行われているものと認められた。

重点項目で抽出した委託契約事務28件の内訳は、指名競争入札によるものが1件、随意契約が22件、指定管理が5件であった。随意契約のうち、公募型プロポーザル方式を採用したものが3件、一者随意契約（単数の者から見積を徴する随意契約）が14件であった。

委託契約に係る事務の監査の結果、相手方の選定方法、随意契約の根拠及び理由、予定価格の算定、契約内容、検収、委託料の支出事務等がおおむね適正であることを確認した。

本監査は、令和6年度を範囲としたことから、履行途中の業務は、検収及び業務完了後の委託料の支出事務について確認できなかったが、事情聴取により事業の進捗管理が適切に行われていることがうかがえた。

なお、一部の委託業務では、仕様書に定める報告書を提出させていない、単年度契約にもかかわらず仕様書には翌年度以降の契約期間が記載されている等の軽微な留意事項が確認され、口頭で指導を行ったところである。

また、指摘事項には至らないものの、事務処理に適正を欠くと認められた事項については、口頭で注意・指導を行ったところであるが、改善が望まれることから、改めて別紙に留意事項として記載した。

契約事務では随意契約事務執行チェックリストや業務委託契約書のひな型、また指定管理者の指定では、募集要項や協定書のひな型が使用されている。これにより、庁内での事務処理が統一され、効率化や適正化が図られている。

しかしながら、本監査において、各課でひな型を用いて作成した契約書や募集要項の精査が不十分であったため、実情と異なる内容となっていた業務が見受けられた。業務内容や相手方は多岐にわたることから、各課等においては、ひな型を参考としながらも契約書等の内容が業務の実情に即すよう、必要に応じて加除修正することが適正な契約履行に不可欠である。

また、公募型プロポーザル方式を採用した随意契約では「大船渡市公募型プロポーザル方式事務マニュアル」が作成されており、遵守すべき事項や事務手続の標準例が示されているが、マニュアルどおりに運用されていない事例が見受けられた。

さらに、担当者の処理済請求書の不適切な保管や、支払状況の不確認、管理監督者のチェック体制の不備により、履行確認や支出事務が適正に行われていない事例も見受けられた。

マニュアルやチェックリスト等の活用により、事務処理手順の意味の理解を深め、担当者だけでなく上司も内容を十分に確認・精査し、適正な事務執行に努められたい。

別紙

【注意事項】

担当課	各課
内容	1 大船渡市公募型プロポーザル方式事務マニュアルにおいて、選考結果を市長に報告することになっているが、報告していない。
	2 指定管理者候補者の選定後から指定までの間、仮協定を締結する旨を募集要項に定めているが、締結していない。

担当課	企画調整課
業務名	大船渡市総合計画 2021 後期基本計画及び大船渡市人口ビジョン（改訂版）策定支援業務
内容	大船渡市公募型プロポーザル方式事務マニュアルにおいて、企画提案選考委員は担当部署以外の職員からも選定することになっているが、選定していない。また、契約候補者を公表することになっているが、公表していない。

担当課	防災管理室
業務名	大船渡市防災行政無線同報系・移動系機器更新業務（令和5年度からの繰越）
内容	契約書又は仕様書に再委託について明確な定めがないため、相手方からの再委託に必要な書類の提出や、それに伴う承諾行為が行われていない。

担当課	学校教育課
業務名	学習用タブレット端末及び学習系ネットワーク機器保守業務
内容	1 月額払の複数の支出命令書において、契約に基づき提出されている完了報告書の提出日以前の日付を検収日として入力している。
	2 支払済みの請求書を使用した重複払いを生じさせ、民法第505条の相殺を適用し、重複分を翌月分の委託料としている。また、支払額を誤り後日、不足分を支払っている。

※ 2について、民法を適用し相殺したことは、やむを得ない事情を考慮しつつも契約に反した支払であることから、適切な判断であったか疑問が残る。